

## 米軍MV22オスプレイの部品落下事故に関する意見書

去る2月9日午前9時ごろ、うるま市伊計島の大泊ビーチ近くで、米軍普天間飛行場に所属するMV22オスプレイの部品が発見された。部品は縦約70センチメートル、横約100センチメートル、重さ約13キログラムの半円形で、ビーチの従業員によって発見された。

部品が発見されたビーチは、観光地となっており、近くには最盛期を迎えつつあるモズクの養殖場もあることから、一步間違えば漁業関係者を初め住民及び観光客を巻き込む重大な事故につながりかねず、地元住民からは怒りと不安の声が上がっている。さらに、部品落下の事実に関して米軍からの通知がなかったことについては、隠蔽の意図があったと疑わざるを得ない。

本県議会は、今回の事故を含めこの1年ほどの間に、MV22オスプレイ及びCH53E大型輸送ヘリコプター等の墜落・不時着、民間空港等への緊急着陸、部品落下等が相次いで発生する極めて異常な事態となっていることから、米軍の安全管理体制のあり方について厳しく指摘してきたところである。それにもかかわらず、改善の兆しも見られないまま訓練を繰り返す県民軽視の米軍の姿勢は断じて容認できず、在沖米海兵隊の撤退を求める声が大きくなっている。沖縄は植民地ではない。米軍は沖縄県の要請や県議会の決議を厳重に受けとめるべきである。

これ以上、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、事態が一向に改善されない現状を危機感を持って受けとめ、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、オスプレイの部品落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 事故の原因及び経緯を徹底的に検証し、その結果を速やかに県民に明らかにするとともに、具体的な事故防止策を講じること。
- 2 保育園・学校・病院・住宅など民間地上空の普天間飛行場所属の米軍機の飛行・訓練を中止すること。
- 3 直ちに普天間飛行場の運用を停止すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること。
- 5 在沖米海兵隊を沖縄から早期に国外・県外に移転すること。
- 6 日米両政府においては、米軍関係の事件・事故の改善に向け、当事者として責任を持って対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年2月21日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て